農地防災事業等補助金交付要綱

昭和31年8月30日付け31農地第4122号 最終改正 平成30年3月30日付け29農振第2968号

各 地 方 農 政 局 長 国土交通省北海道開発局長 内閣府沖縄総合事務局長 北 海 道 知 事

農林事務次官

- 農林水産大臣は、農地及び農業用施設に係る農地防災事業等に要する経費に対し、 予算の範囲内において、都道府県に補助金を交付するものとし、その交付に関しては、 土地改良法(昭和24年法律第195号)、土地改良法施行令(昭和24年政令第295号)、 農業用施設災害関連事業の実施について (昭和40年9月10日付け40農地D第1129号農 林事務次官依命通知)、ため池災害関連特別対策事業実施要綱(昭和61年4月4日付 け61構改D第272号農林水産事務次官依命通知)、特殊地下壕対策事業実施要綱(平 成9年4月1日付け9構改D第264号農林水産事務次官依命通知)、農地災害関連区 画整備事業実施要綱(平成元年5月29日付け元構改D第347号農林水産事務次官依命 通知)、災害関連農村生活環境施設復旧事業実施要綱(平成2年6月7日付け2構改 D第239号農林水産事務次官依命通知)、東日本大震災に対処するための災害復旧関 連事業実施要綱(平成23年5月2日付け23農振第374号農林水産事務次官依命通知) 、農村地域防災減災事業実施要綱(平成25年2月26日付け24農振第2114号農林水産事 務次官依命通知)、福島農業基盤復旧再生計画調査実施要綱(平成26年3月28日付け 25農振第1987号農林水産事務次官依命通知)、福島農業基盤復旧再生計画調査実施要 領(平成25年2月26日付け24農振第2154号農林水産省農村振興局長通知)、土地改良 施設突発事故復旧事業(補助)実施要綱(平成30年3月30日付け29農振第2308号農林 水産事務次官依命通知)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30 年法律第179号。以下「適正化法」という。)、補助金等に係る予算の執行の適正化 に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。)、 農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和31年農林省令第18号。以下「交付規則」と いう。)、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度予算に係 る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件(平成12年6月23日農 林水産省告示第899号)、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成 12年度予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件 (平成12年6月23日農林水産省告示第900号)及び予算科目に係る補助金等の交付に 関する事務について平成13年度予算に係る補助金等の交付に関するものから北海道開 発局長に委任した件(平成13年4月13日農林水産省告示第538号)の定めによるほか、 この要綱の定めるところによる。
- 第2 第1の農地防災事業等に要する経費及びこれに対する補助金は次のとおりとする。
- (1) 都道府県が行う別表(第2及び第8関係)の事業の欄に掲げる(1)から(7)までの事業については、当該事業に要する経費に対し、同表の補助率の欄に掲げる率を乗じた額
 - (2) 市町村、土地改良区、農業協同組合、その他都道府県知事が適当と認める者(以下「団体」という。)が行う別表(第2及び第8関係)の事業の欄に掲げる(1)から(5)まで及び(7)の事業については、当該事業に要する経費について都道府県が同表の補助率の欄に掲げる率を超えて補助する場合における当該補助に要する経費からその超え

る部分の補助に要する経費を除いた経費に相当する額

- 第3 交付規則第2条の農林水産大臣が別に定める申請書類に関する事項は、別記様式第1号(別表(第2及び第8関係)の事業の欄に掲げる(1)の農業用施設災害関連事業(以下「災害関連事業」という。)にあっては、農地及び農業用施設に係る災害復旧事業計画概要書等の様式を定める等の件(昭和43年10月1日付け農林省告示第1487号(以下「告示」という。)の3の補助金交付申請書の様式に準ずる様式))のとおりとし、補助金の交付を受けようとする都道府県知事は、交付申請書正副2部を地方農政局長(北海道にあっては農林水産大臣(別表(第2及び第8関係)の事業の欄に掲げる(5)及び(7)の事業については国土交通省北海道開発局長(以下「北海道開発局長」という。)を経由し農林水産大臣)、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長(以下「沖縄総合事務局長」という。))(以下「地方農政局長等」という。)に提出しなければならない。
 - 2 都道府県知事は、前項の申請書を提出するに当たって、各事業実施主体について当該補助金に係る消費税仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない事業 実施主体に係る部分については、この限りでない。

- 3 北海道開発局長は、北海道から第1項の交付申請書の提出を受けた場合、速やかに 農林水産大臣に提出するものとする。
- 第4 交付規則第2条の農林水産大臣が別に定める交付申請書の提出期限は、当該都府県 の区域を管轄する地方農政局長(北海道にあっては農林水産大臣、沖縄県にあっては 沖縄総合事務局長)が別に通知する日までとする。
- 第5 地方農政局長等は、第3第1項の規定による交付申請書の提出があったときは、審査のうえ、補助金を交付すべきものと認めたときは速やかに交付決定を行い、都道府県知事(北海道にあっては、別表(第2及び第8関係)の事業の欄に掲げる(5)及び(7)の事業については、北海道開発局長を経由し北海道知事)(以下「都道府県知事等」という。)にその旨を通知するものとする。
- 第6 都道府県知事は、交付規則第3条第1号の規定により、地方農政局長(北海道にあっては農林水産大臣、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長)の承認を受けようとする場合には、別記様式第2号(災害関連事業にあっては、告示の8の災害復旧事業計画等変更承認申請書の様式に準ずる様式)による変更承認申請書正副2部を地方農政局長等に提出しなければならない。
 - 2 北海道開発局長は、北海道から前項の変更承認申請書の提出を受けた場合、速やかに農林水産大臣に提出するものとする。
- 第7 地方農政局長等は、第6第1項による変更承認申請書の提出があったときは、審査 のうえ、変更承認すべきものと認めたときは速やかに変更承認を行い、都道府県知事 等にその旨を通知するものとする。
- 第8 交付規則第3条第1号イ及び口の農林水産大臣が別に定める軽微な変更は、次に掲 げる変更以外の変更とする。
 - (1) 都道府県が行う事業

ア 地区における次に掲げる変更

- (ア) 経費の配分の変更
 - 工事費各費目の30パーセントを超える経費の額の増減。ただし、増減額が400万円以下の場合を除く。
- (イ) 事業の内容の変更
 - a 工種別の事業量の30パーセントを超える増減
 - b 工種の新設、変更又は廃止
 - c 構造若しくは工法の変更又は施行箇所の変更
- (2) 団体が行う事業
 - ア事業実施主体の変更
 - イ 地区 (災害関連事業にあっては、箇所) 相互間の間接補助金の額の流用
 - ウ 地区(災害関連事業にあっては、箇所)ごとに、次に掲げる事業の内容の変更
 - (7) 工種別の事業量の30パーセントを超える増減
 - (イ) 工種の新設、変更又は廃止
- 第9 都道府県知事は、交付規則第3条第2号の規定により、地方農政局長(北海道にあっては農林水産大臣、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長)の指示を求める場合には、当該事業の遂行状況及び当該事業が予定の期間内に完了しない理由又は当該事業の遂行が困難となった理由及び当該事業の遂行状況を記載した書類正副2部を地方農政局長等に提出しなければならない。
 - 2 北海道開発局長は、北海道から前項の書類の提出を受けた場合、速やかに農林水産 大臣に提出するものとする。
- 第10 都道府県知事は、交付申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた 日から起算して15日以内に取り下げ理由を記載した書類正副2部を地方農政局長等に 提出しなければならない。
 - 2 北海道開発局長は、北海道から前項の書類の提出を受けた場合、速やかに農林水産 大臣に提出するものとする。
- 第11 都道府県知事は、別表(第2及び第8関係)の事業の欄に掲げる(1)、(2)、(4)、(5)及び(6)の事業について、補助金の交付決定に係る年度の各四半期(第4・四半期を除く。)の末日現在において、別記様式第3号により、遂行状況報告書正副2部を作成し、当該四半期の最終月の翌月末までに地方農政局長(北海道にあっては、農林水産大臣(別表(第2及び第8関係)の事業の欄に掲げる(5)の事業については、北海道開発局長を経由し農林水産大臣)、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長)に提出しなければならない。

ただし、地方農政局長(北海道にあっては農林水産省農村振興局長、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長)が別に定める概算払請求書を提出した場合は、これをもって遂行状況報告書に代えることができるものとする。

- 2 北海道開発局長は、北海道から前項の遂行状況報告書の提出を受けた場合、速やかに農林水産大臣に提出するものとする。
- 第12 交付規則第6条第1項の別に定める実績報告書は、別記様式第4号(災害関連事業にあっては告示の7の事業成績書及び収支予算書の様式に準ずる様式)のとおりとし、都道府県知事は、当該事業を完了したときは、その日から1箇月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれかの早い日(補助金の全額が概算払により交付された場合は翌年度の6月10日)までに、実績報告書正副2部を地方農政局長等に提出しなければならない。
 - 2 第3第2項ただし書の規定により交付の申請をした都道府県知事は、前項の実績報告書を提出するに当たって、第3第2項ただし書に該当した各事業実施主体について当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 第3第2項ただし書の規定により交付の申請をした都道府県知事は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額(前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を別記様式第5号の消費税仕入控除税額報告書により速やかに地方農政局長(北海道にあっては農林水産大臣、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長。以下この項において同じ。)に報告するとともに、地方農政局長による返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合 であっても、その状況等について、補助金の額の確定のあった日の翌年6月30日まで に、同様式により地方農政局長に報告しなければならない。

- 4 北海道開発局長は、北海道から第1項の実績報告書の提出を受けた場合、速やかに 農林水産大臣に提出するものとする。
- 第13 地方農政局長等は、第12第1項による実績報告書の提出があったときは、審査及び 必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る当該事業の実施結果が交付決定の内 容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、 都道府県知事等に通知するものとする。
- 第14 適正化法施行令第13条第4号及び第5号の規定に基づき、農林水産大臣が定める財産は、1件の取得価格が50万円以上(昭和45年度分以前の予算に係る補助事業により取得したものにあっては5万円以上)のものとする。
- 第15 都道府県知事は、間接補助事業者に補助金を交付するときは、本要綱第8から第14 までの規定に準ずる条件を付さなければならない。

また、都道府県知事は、地方公共団体以外の間接補助事業者に補助金を交付するときは、間接補助事業者に対し、次に掲げる条件を付さなければならない。

- (1) 間接補助事業者は、間接補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、間接補助事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。
- (2) 間接補助事業者は、(1)により契約をしようとする場合は、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約(以下「競争入札等」という。)に参加しようとする者に対し、別記様式第6号による指名停止に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。

第16 経過措置

- 1 平成8年度以前に採択された国営附帯県営農地防災事業の取扱いについては、農地防災事業等補助金交付要綱の一部改正について(平成9年4月1日付け9構改D第26 2号農林水産事務次官依命通知)の施行後も、なお、従前の例による。
- 2 農地防災事業等補助金交付要綱の一部改正について(平成22年4月1日付け21農振 第2414号農林水産事務次官依命通知)による改正前の農地防災事業等補助金交付要綱第 2の事業等の区分欄に掲げる事業等に要する営繕費、工事雑費及び事務雑費並びに(1 5)~(17)に掲げる経費に係る国の補助で、平成21年度の国庫債務負担行為に基づき平 成22年度以降の年度に支出すべきものとされたもの及び平成21年度以前の年度の歳出 予算に係る国の補助で平成22年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従 前の例による。
- 3 平成25年度補正予算(第1号)の成立日前に採択された震災対策農業水利施設整備 事業の取扱いについては、農地防災事業等補助金交付要綱の一部改正について(平成 26年2月6日付け25農振第1916号農林水産事務次官依命通知)の施行後も、なお従前 の例による。

第17 その他

別表(第2及び第8関係)の事業の欄に掲げる(2)の事業(平成16年新潟県中越地震 に係るものに限る。)が新潟県内において実施されるものである場合は、平成16年度に 申請が行われたものとみなす。

2 別表(第2及び第8関係)の事業の欄に掲げる(3)の事業の集落排水施設復旧工事の補助率(2)は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号。以下「特別財政援助法」という。)第2条第1項の規定により激甚災害として指定され、かつ、同条第2項の規定により同法第2章又は第5条に規定する措置が指定された地震による災害(以下「激甚地震災害」という。)であって、平成19年以降に発生したものについて適用する。

別 紙 別表 (第2及び第8関係)

事業	事業細目	補	助	率
(1) 農業用施設災 害関連事業	災害関連工事	工事費の50/100 60/100、特別財 に定める事業の 50/100(沖縄県 同条第2項の規 を当該工事費の 加えた率)	政援助法第 5 り工 事 費 に にあっては6 定により算定	i 条第1項 あっては 0/100)に ごされた額
	ため池災害関連特 別対策工事	工事費の50/100 条第1項に定めては50/100に同 算定された額を て得た割合を加	る事業の工事 条第2項の規 当該工事費の	耳費にあっ 見定により
	特殊地下壕対策に 関する工事	工事費の50/100		
(2) 農地災害関連 区画整備事業		工事費の50/100 分については特別 1項に定める事 50/100に同条第 された額を当該 た割合を加えた。	引財政援助法 業の工事費に 2 項の規定に 工事費の額で	第5条第こあってはこより算出
(3) 災害関連農村生活環境施設復旧事業	集落排水施設復旧工事	(1) (2) の活2き下当当1同設名定じ係災準場の (2) の活2き下当当1同設名定じ係災準場びの 震旧設改知復地(すの旧第準の)集を収にびの 震旧設改知復地(すの旧第準の排受入ある。 (3)場 災事復 D さ旧震災名標事のが旧たりでの 震い (3)場 災事復 D さに震災を での に (4) の に (5) のに (5) のに (5) のに (5) のに (5) のに (合善書業日第れ事災害会準業号収以事市%に、に費事2た業害が計税費)入上業町以あ、係(業9事費を発年収国第を(費村上っ、る災実号業」受生度入庫2と激がの10な、集害施)費とけしを(負条、甚当当%、落関要策をいただい公担等う地認認材	は、「排連綱7いう市年う共法4。震激年満工、水農(にう。町の。土(項以災甚度で事・施村平基。)村4以木昭に下害地のあ費・設生成づ以がの月下施和規同に震標る

事業	事業細目	補	助	率
		た役割の、甲平丸(3) たする定に係に準あなる第補第ためる条めを発るた税つお法2助9だの法第る生集額収て、律項率条し特律1集し排が入は市(に(の、別(項落しが後)	こ复名21丁成見の見更22件かす旧該10工村16定の定日財成基水すべ事市%事の6す適の本政23づ施るて業町以費合年る用例大援年き設場の費村上の併活合にに震助法、の合	の第59号) 特第59号) 特第市いるにび第項害、 に第に、対助成号7旧条 は、すに)号事第 関2係同 る関第に業3
	営農飲雑用水施設 復旧工事 農村公園施設復旧 工事 集落防災安全施設 復旧工事 情報基盤施設復旧 工事	工事費の50/10	0	
(4) 東日本大震災 に対処するため の災害復旧関連 事業	農用地災害復軍事後 旧業理事を 連工地田関連事業 都もの 市町村が行う もの	東日本大震災に 良法の特例に関 律第43号。以 第6条第2号に 特例法第6条第	関する法律 下「特例法 こ定める額	: (平成23年法 :」という。) [
(5)農村地域防災 減災事業 ア 調査計画事 業	調査計画事業	調査・調整費のすべり対策事業除き、二次災害	美に係る調	査計画事業を

事業	事業細目	補 助 率
		ける施設に係る調査計画事業であって、平成30年度までに採択する場合にあっては定額補助)
イ 整備事業 (ア) 用排水施 設等整備	a 防災ダム整備 事業	工事費の 55/100
	b ため池整備事 業	
	(a) 防災ため池 工事	
	大規模	工事費の55/100 (離島にあっては 60/100、沖縄県にあっては80/100)
	小規模	工事費の50/100(中山間地域にあっては55/100、離島にあっては60/100、沖縄県にあっては80/100)
	(b) 地震対策た め池防災工事	
	大規模	工事費の55/100 (離島にあっては60/100、沖縄県にあっては80/100、奄 美群島にあっては70/100)
	小規模	工事費の50/100(中山間地域にあっては55/100、離島にあっては60/100、沖縄県にあっては80/100、奄美群島にあっては2/3)
	(c) ため池群整 備工事	
	大規模	工事費の55/100 (離島にあっては60/100、沖縄県にあっては80/100、奄 美群島にあっては70/100)
	小規模	工事費の50/100(中山間地域にあっては55/100、離島にあっては60/100、沖縄県にあっては80/100、奄美群島にあっては2/3)
	(d) ため池整備 工事、農作物	

事業	事業細目	補助率
	生育阻害等防 止工事、ため 池特別対策整 備工事及びた め池水質改善 工事	
	大規模	工事費の55/100 (離島にあっては60/100、沖縄県にあっては80/100、奄美群島にあっては70/100)
	小規模または 旧農業用ため 池で行うもの	工事費の50/100 (中山間地域にあっては55/100、離島にあっては60/100、沖縄県にあっては80/100、奄美群島にあっては2/3)
	(e) ため池長寿 命化工事	工事費の50/100 (中山間地域にあっては55/100、離島にあっては60/100、沖縄県にあっては80/100、奄美群島にあっては2/3)
	c 用排水施設等 整備事業	
	(a) 湛水防除事 業	
	大規模	工事費の55/100
	小規模	工事費の50/100 (中山間地域にあって は55/100)
	(b) 地盤沈下対 策事業	
	大規模	工事費の55/100(ただし、都道府県が 工事費の34/100以上を負担する場合に 限る。)
	小規模	工事費の50/100 (中山間地域にあって は55/100)
	(c) 用排水施設整備事業	
	大規模	工事費の55/100(離島にあっては 60/100、沖縄県にあっては80/100、奄

事業	事業細目	補助率
	小規模	美群島にあっては70/100) 工事費の50/100 (中山間地域にあっては55/100、離島にあっては60/100、沖縄県にあっては80/100、奄美群島にあっては2/3)
	(d) 鉱毒対策事 業	工事費の50/100 (中山間地域にあっては55/100)
	d 農地保全整備 事業	
	(a) 農地侵食防 止工事	
	都道府県が行うもの	(1) 工事費の50/100 (シラス対策にあっては55/100、離島にあっては52/100、沖縄県にあっては80/100) (2) 併せ行う関連工事で、土地の平均傾斜度が15度未満の場合は工事費の45/100 (北海道、離島にあっては50/100、沖縄県にあっては80/100) (3) 併せ行う関連工事で、土地の平均傾斜度が15度以上の場合は工事費の50/100 (沖縄県にあっては80/100) (4) 併せ行う関連工事のうち農村地域防災施設整備工事にあっては工事費の50/100
	市町村が行うもの	(1) 工事費の50/100 (沖縄県にあっては80/100、奄美群島にあっては65/100) (2) 併せ行う関連工事にあっては工事費の45/100 (北海道及び離島にあっては50/100、沖縄県にあっては80/100、奄美群島にあっては65/100)
	土地改良区等が行うもの	(1) 工事費の50/100(シラス対策にあっては55/100、北海道及び離島にあっては55/100、沖縄県にあっては80/100、奄美群島にあっては70/100) (2) 併せ行う関連工事にあっては工事費の45/100(北海道及び離島にあっては50/100、沖縄県にあっては

事業	事業細目	補	助	率
		80/100, 70/100)	奄 美 群 島	らにあっては
	(b) 農工事 (b) 出工く行備が開発工事)は地び工事)は地び工事)は地び工事が開発が開発が開発が開発が開発が開発が開発が開発を対し、 (b) はままれば、 (c) はままれば、 (c) はままれば、 (c) はままれば、 (c) はままれば、 (d) はままれば、 (e) はままれば、 (e) はままれば、 (f) はまままままままままままままままままままままままままままままままままままま	基「工率にとし下(1) 細率)費に区の積の(加費ので比数点補侵欄をが1)で面積分、か50)業」工得率点以助食の 場5/1で面積分、か50)業」工得率点以助食の 備00形積のの沖2/1	る費と事た(以下率防農の(成が合2縄が0十年(い費額百、第」止地「工沖さ3計未県い0地事うにの分第1と工侵「事縄れアが満にの(改務。次合比第位い事食」に県る一当のあ工神良費)の計で2まうに関しまをほれ該場で事縄	事業除うちに下各る費の各額表をといる。 事以該げ事も五。 一般ではなる。 一般ではない。 一をはない。 一をはない。 一をはない。 一をはない。 一をはない。 一をはない。 一をはない。
	(c) 農地機能保 全対策工事	工事費の50/10	00	
	(d) 特殊自然災 害対策工事	工事費の50/10 は55/100)	00(中山間]地域にあって
	e 地域防災機能 増進事業			
	(a) 土地改良施 設豪雨対策事 業	工事費の50/10は、55/100)	00(中山間]地域にあって
	(b) 土地改良施 設耐震対策事 業			
	大規模	工事費の55/1	.00(沖縄	県にあっては

事業	事業細目	補助率
		80/100、奄美群島にあっては2/3)
	小規模	工事費の50/100(中山間地域にあっては55/100、沖縄県にあっては80/100、 奄美群島にあっては2/3)
	(c) 農道防災対 策工事	
	大規模	工事費の55/100(沖縄県にあっては 80/100、奄美群島にあっては2/3)
	小規模	工事費の50/100(中山間地域にあっては55/100、沖縄県にあっては80/100、 奄美群島にあっては2/3)
	f 農業用河川工 作物等応急対策 事業	
	(a) 農業用河川 工作物応急対 策事業	
	大規模	工事費の55/100(奄美群島にあっては 70/100)
	小規模	
	都道府県及 び市町村が 行うもの	工事費の50/100 (中山間地域にあっては55/100、奄美群島にあっては2/3)
	土地改良区 等が行うも の	工事費の50/100(離島を除く中山間地域にあっては55/100、離島にあっては60/100、奄美群島にあっては75/100)
	(b) 農業用道路 横断工作物緊 急耐震対策事 業	工事費の50/100(中山間地域にあって は55/100)
	g 特定農業用管 水路等特別対策 事業	工事費の50/100(中山間地域にあって は、55/100)
	h 水質保全対策	

事業	事業細目	補	助	率
	事業 (a)農業用用排 水施設整備			
	大規模	工事費の55/1 75/100、奄美郡		
	小規模	工事費の50/10 は55/100、沖絲 奄美群島にあっ	黒県にあっ	
	(b) 水質保全施 設整備	工事費の50/10 は55/100、沖線 奄美群島にあっ	異県にあっ	
	(c) 支援事業	工事費及び調査 域にあっては5 は75/100、奄美 ただし、水質を 等しては 事 で で で で で が は が り が り に が り に が り に り に り に り に り に り	55/100、沖 美群島にあ 争化に配慮	縄県にあって っては2/3。 した基盤整備
	(d) 耕土流出施 設整備	沖縄県にあって 75/100、奄美型 び調査費の2/3	詳島にあっ	
	i 公害防除特別 土地改良事業			
	(a) 事業区分 (1)及び(2)	工事費の55/10 者負担法(昭 基づく事業者負 負担額を事業 る。)	和45年法律 負担を伴う	第133号)に 場合は、その
	(b) 事業区分 (3)	工事費の55/10 動若しの以外に 整理、排土、2 の事業いた事業に に係る	れに類する こあっ 客土、混層 れに伴い 用地の造成	もの又は自然 50/100、区画 耕、反転耕等 要な事業並び 又は地目変換
	(c) 事業区分 (4)			

事業	事業細目	補	助	率
	かんがい施設 の新設、管 理、廃止又は 更新に係る事 業	50/100		
	農地につき行 うほ場整備事 業	45/100 (離島)	こあっては	50/100)
	農道整備に係 る事業	45/100 (北海; 50/100)	道及び離島	にあっては、
	農地につき行 う暗渠排水事 業	40/100 (北海; 50/100)	道及び離島	にあっては、
	j 地すべり対策 事業 (a) 地すべり防 止工事	当該事業に要 にあっては60/		○1/2(沖縄県
	(b) ぼた山崩壊 防止工事	当該事業に要	する経費の	1/2
	(c) 関連事業	当該事業に要等に要求に要求を制力を表している。 第16条には 要なる といる ままま ままま ままま ままま ままま ままま ままま ままま まままま まままま	場合におけ 地すべり等 る補助率を その超える	る当該補助に 防止法施行令 超えて補助す 部分の補助に
	(d) 地すべり防 止施設長寿命 化対策工事	当該事業に要にあっては60/		01/2 (沖縄県
(イ) 災害管理 施設等整備	a 農業用施設等 災害管理対策事 業	工事費の50/10は55/100)	00(中山間	地域にあって
	b 農村防災施設 整備事業	工事費の50/12/3)	00 (沖縄	県にあっては
	中山間地域で 行うもの	工事費の55/ 60/100、沖縄!		
	甚大な被害発	工事費の50/10	00(中山間	地域にあって

事業	事業細目	補	助	率
	生地域で行うもの	は55/100、離島 美群島にあって にあっては2/3 にあっては75/	ては70/100 3、沖縄県の	、沖縄県本島
	南震防進別成9の津緊計て避他及の路施(策関産るする海に災に措14号規波急画実難のび他のす津緊す大基る。ト係対関置年)定避整に施施避避の整。波急る臣準も)ラる策す法法第に難備基さ設難難避備。避事農のにのフ地のる(律12よ対事づれそ場路難をも難業林定適に地震推特平第条る策業いるの所そ経実の対に水め合限地震推特平第	2/3 (中山間地大美) (中山間地を発展の) はを除く。)	皮害発生地:	域で行うもの
ウ 体制整備事 業 (ア) ため池緊 急防災体制 整備促進事 業	a ため池緊急防 災体制整備促進 事業			
	(a) 監視・管理 体制の強化	調査・調整費及山間地域にある		
	(b) 緊急的な防 災対策	調査・調整費及山間地域にあっ		
	(c) 減災対策の 実施	調査・調整費の 災害が予想され って、平成30年	いる地区に	係るものであ

事業	事業細目	補助率
		にあっては定額補助)
	(d) 地域防災上 のリスク除去	定額補助(1,000万円/箇所を上限)
	(e) ハード整備 の着手促進	調査・調整費の50/100(中山間地域にあっては55/100)
(イ) ため池群 管理体制整 備事業		調査・調整費及び工事費の50/100(中 山間地域にあっては55/100)
(6) 福島農業基盤 復旧再生計画調 査		定額補助
(7) 土地改良施設 突発事故復旧事 業		工事費の50/100(中山間地域にあって55/100、離島にあっては60/100、沖縄県にあっては80/100、奄美群島にあっては2/3)

平成 年度○○事業費補助金交付申請書

番 号 年 月 日

○ 農 政 局 北海道にあっては、農林水産大臣 (別表 (第2及び第8関係) の事業の欄に 掲げる(5)及び(7)の事業は国土交通省北 海道開発局長 経由) 沖縄県にあっては、内閣府沖縄総合事務局長

> 都道府県知事 氏 名 印

平成 年度において、下記のとおり○○事業を実施したいので、農地防災事業等補助金 交付要綱第3の規定に基づき補助金 円の交付を申請する。

記

- 事 収 の 予 算 1 業 的
- (別紙第1のとおり) 2 支 書
- (別紙第2のとおり) 経費の配分及び事業計画の概要
- 平成 年 月 日 4 事業の完了予定
- 5 添 付 類 都道府県の補助金交付規程又は要綱
- (注) 1 この申請書は、直接補助事業及び間接補助事業ごとに区分して、それぞれ作成 すること。
 - 2 補助金交付規程等は、団体営事業にのみ添付すること。

収 支 予 算 書

区 分	事業費	国庫補助金	国 庫 補 助 率	都道府県 費	市町村費	土地改良区等費	備考
都道府県営事業 工事費 △△△地区 ◇◇◇地区 ☆☆☆地区 計 団体営事業 工事費 計	円	円	%	円	円	円	

予算議決(又は予算議決予定) 平成 年 月 日

経費の配分及び事業計画の概要

都道府県営事業の場合

事業	 と名		地[区名		所在地				施工生	F 度	全計 年	度~	年度 年度	受益面積		ha
		総	量	前年月	度まで		本		年		度			翌年度以降			
費目	工種	事業量	 事業費	事業量	事業費	事業量	事業費	国 庫	国庫	国庫補	助金り	以外の見	財源	事業量	事業費	備	考
		7 八 至	于不负	7 八里	于	7 八里	于人员	補助金	補助率	都道府 県 費	市村		地改良その他	于 八	于 水 兵	E LUI	J
			円		円		円	円	%	円		円	円		円		

- (注) 1 「所在地」の欄には、当該地区の中心所在地を記載するとともに、関係市町村数を記載すること。
 - 2 防災受益面積を有する場合にあっては、受益面積の欄に()で記入すること。
 - 3 「費目」の欄には、工事費の費目の本工事費、附帯工事費、測量設計費、用地費及補償費、船舶及機械器具費、換地費、システム整備費、実施設計費、 促進費及び技術指導費を、調査・調整費の費目の賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃貸料、備品購入費、技術員手当等、共 済費、補償費、資料購入費、機械賃料を記載すること。ただし、福島農業基盤復旧再生計画調査にあっては、報酬、賃金、報償費、旅費、需用費、役 務費、委託料、使用料及び賃貸料、物品・備品購入費、給料・職員手当、共済費、補償費、調査試験費を記載すること。
 - 4 「工種」の欄には、本工事費の工種のダム、ため池、頭首工、揚(排)水機場、水路等を記載すること。
 - 5 「事業量」及び「事業費」の欄には、該当する事業量及び事業費を記載すること。
 - 6 「国庫補助金以外の財源」の欄には、実質の負担区分に基づき記載すること。
 - 7 「備考」の欄には、当該年度の工事の着工及び竣工の予定年月を工種ごとに記載すること。
 - 8 補助率が異なる場合で、事業を合併して施行する場合には、それぞれ区分して記載すること。
 - 9 2地区以上の場合にあっては総括表又は集計表を添付すること。
 - 10 複数の事業を行う場合にあっては、それぞれ区分して記載すること。ただし、広域農業用水適正管理対策工事を実施する場合にあっては、広域農業用水適正管理対策工事と記載すること。
 - 11 別表の事業の欄に掲げる(5)のイの(7)の d の農地保全整備事業のうち(a) 農地侵食防止工事以外の工事については、国庫補助金は事業費に総合補助率 を乗じて得た額とする。
 - 12 別表の事業の欄に掲げる(5)のイの(7)の d の農地保全整備事業のうち(c) 農地機能保全対策工事を実施する場合にあっては、農地機能保全対策工事と 事業名の欄に括弧書で併記すること。

団体営事業の場合

経費の配分及び事業計画の概要

事業名																
			総	量	前年月	度まで		本		年	度			翌年月	度以降	
地区名	費目	工種	事業量	事業費	事業量	事業費	事業量	事業費	国庫補助金	国庫補助率	国庫補都道府県 費	助金以外 市 町 村 費	の 財 源 土地改良区 そ の 他	事業量	事業費	備考
	工事費 本工事費 ○○○○			円		円		円	円	%	円	円	円		円	
	計															
	工事費 本工事費 ○○○○															
	計															

- (注) 1 地区名の下に括弧書きで、事業主体名を記載すること。
 - 2 「費目」の欄には、工事費の費目の本工事費等を記載すること。
 - 3 「工種」の欄には、本工事費の工種のダム、ため池、頭首工、揚(排)水機場、水路等を記載すること。
 - 4 「事業量」及び「事業費」の欄には、該当する事業量及び事業費を記載すること。
 - 5 「国庫補助金以外の財源」の欄には、実質の負担区分に基づき記載すること。
 - 6 「備考」の欄には、当該地区の当該年度の工事着工及び竣工の予定年月を記載するとともに、事業実施主体ごとに仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「減額した金額○○○円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には、「含税額」とそれぞれ記入すること。
 - 7 補助率が異なる場合で事業を合併して施行する場合には、それぞれ区分して記載すること。
 - 8 2地区以上の場合にあっては、総括表又は集計表を添付すること。
 - 9 複数の事業を行う場合にあっては、それぞれ区分して記載すること。ただし、広域農業用水適正管理対策工事を実施する場合にあっては、広域農業用水 適正管理対策工事と記載すること。

平成年度○○事業費補助金変更承認申請書

番 号 年 月 日

○ 農 政 局 長 殿 北海道にあっては、農 林 水 産 大 臣 (別表 (第 2 及び第 8 関係)の事業の欄に 掲げる(5)及び(7)の事業は国土交通省北 海道開発局長 経由) 沖縄県にあっては、内閣府沖縄総合事務局長

> 都道府県知事 氏 名 印

平成 年 月 日付け第 号で補助金の交付決定通知があった事業の実施について、別紙理由書に記載した理由により、経費の配分及び事業計画の概要を変更し[金 円の追加交付(減額承認)を受け]たいので、農地防災事業等補助金交付要綱第6の規定に基づき関係書類を添えて申請する。

- (注) 1 金額の変更のない変更申請の場合は、[]の部分を除く。
 - 2 関係書類とは、この要綱の別記様式第1号の別紙第1及び別紙第2の様式に準 じ、変更前の経費の配分及び事業計画の概要と変更後の経費の配分及び事業計画 の概要を比較対照できるよう変更に係る部分についてのみ変更前を括弧書で上段 に記載したものとすること。
 - 3 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合にあっては、「事業変更承認申請書」を「事業中止(廃止)承認申請書」と、「経費の配分及び事業計画の概要を変更し[金 円の追加工(減額承認)を受け]たい」を「中止(廃止)したい」と置き換えること。

別記様式第3号(第11関係)

平成 年度○○事業費補助金遂行状況報告書

番号年月

○ 農 政 局 長 殿 北海道にあっては、農 林 水 産 大 臣 (別表 (第 2 及び第 8 関係)の事業の欄に 掲げる(5)の事業は国土交通省北海道開 発局長 経由) 沖縄県にあっては、内閣府沖縄総合事務局長

都道府県知事

氏 名 印

平成 年 月 日付け第 号で補助金の交付決定通知があった標記事業の遂行状況について、下記のとおり報告する。

記

1 事業遂行状況(別紙第3のとおり)2 事業着手年月日

3 事 業 完 了 予 定 年 月 日

事業等遂行状況

1 収支の状況

(1) 収入の部

区 分 予算額 収済 額 収表額 備考 円 国庫補助金 都道府県費 地元負担金 計

(2) 支出の部

区分	予算額	支 出 額	支 出未済額	備考
工事費	円	円	円	
計				

2 事業別状況

					実 施	計 画	出 求			
地	区	名	費	目	事業費 (A)	国庫補助 金	事業費 (B)	国庫補助 金	進ちょく率 (B)/(A)	備考
					円	円	円	円	%	

(記載要領)

- 1 「備考」の欄には、事業着手年月日及び事業完了予定年月日を記載すること。
- 2 間接事業費については事業一本にし、地区名欄に地区数を記載すること。
- 3 「事業費」の欄には、工事の出来高を金額に換算した額を記載すること。

平成 年度○○事業費補助金実績報告書

番 号 年 月 日

○ 農 政 局 長 殿 北海道にあっては、農 林 水 産 大 臣 (別表 (第 2 及び第 8 関係)の事業の欄に 掲げる(5)及び(7)の事業は国土交通省北 海道開発局長 経由) 沖縄県にあっては、内閣府沖縄総合事務局長

都道府県知事

氏 名 印

平成 年 月 日付け第 号で補助金の交付決定通知のあったことについて、下記のとおり事業を実施したので、農地防災事業等補助金交付要綱第12の規定に基づき報告する。

(なお、併せて精算額 円の交付を申請する。) 記

1 事業の目的

2 収 支 精 算 (別紙第4及び第5のとおり)

3 補助事業の成果 (別紙第2、第6及び第7のとおり)

4 事業の完了年月日 平成 年 月 日

- (注) 1 前年度から繰越した分にあっては、繰越分として、別に作成の上、提出する。
 - 2 記の3の事業の成果は申請書と実績報告の経費の配分及び事業計画の概要 が比較対照できるよう、申請額を() 書で二段書にすること。なお、間接 補助事業者に対し間接補助金を交付している場合にあっては、記の2の備考 欄に、間接補助金の交付を完了した年月日を記載すること。
 - 3 添付書類については、各事業費の根拠となる支払経費ごとの内訳を記載した資料、帳簿の写し又は補助金調書の写しのいずれかを添付すること。 また、このほか、補助金交付申請書又は変更承認申請書に添付したものから変更があったものについては、必要書類を添付すること。

収支精算書

区分	事業費	国庫補助 費	国 庫 補助率	都道府県 費	市町村費	土地改良 区等費	備考
都道府県営事業 工 事 費 △△△地区 ◇◇◇地区 ☆☆☆地区 計 団体営事業 工 事 費 計	円	円	%	円	円	円	

(注) 予算額を上段()書、精算額を下段に記入すること

国庫補助金精算

区 分	補助金交付決定額	精算事業費総額	国庫補助率	精算国庫補助金額	概算払 受領総額	差引国庫補 助金未受領 (返還)額	備考
都道府県営事業 工事費計 (団体営事業工事費計)	円	円	%	円	円	円	

1 地区別検査調書

(都道府県営事業の場合)

114 1 7	# 1		本 业目	本	***	竣工	検 査	/++: -+x.
地区名	費目	区分	事業量	事業費	着工年月日 (竣工年月日)	検 査 年月日	検査責任 者職氏名	備考
	工事費			円				
		計						
	測量設計費							
		計						
	用地費及び 補償費							
	畑貝貫	計						
	○○○費							
		計						
	合	計						

- 注) 1. 請負契約書に基づき一契約ごとに記載すること。
 - 2. 用地費及び補償費については、区分欄に用地買収費及び補償費ごとに記載するとともに、事業量及び事業費欄にはその金額の合計を記入すること。

(団体営事業の場合)

地区名	事業実施主体名	実績報告書 受理年月日	検査年月日 (確認年月日)	検査員氏名 (確認者氏名)	備考

2 残材料調書

地区名	名称	形状・寸法	数量	単 価	金額	検収又は取得年月日	備考
				円	円		

(注) 間接補助事業にあっては、地区名の下に括弧書きで事業実施主体名を記入すること。

別紙第7

財産管理台帳(令第13条第1号から3号までの財産、要綱第14の財産)

	事業実					検収又は・	処分制限期間		夕					
地区名	施主体	名 称	形状寸法	数量	単	価	取得金額	取得年月	耐用 年数	処分制限 年月日	処分の 類 別	処 分 年月日	補助金 返還額	備考

平成年度○○事業費補助金の消費税仕入控除税額報告書

番 号 年 月 日

_○ ○ 農 政 局 長 殿 北海道にあっては、農 林 水 産 大 臣 |沖縄県にあっては、内閣府沖縄総合事務局長|

都道府県知事

氏 名 印

]

平成 年 月 日付け第 号により交付決定通知があった〇〇〇〇事業費補助金について、農地防災事業等補助金交付要綱第12第3項の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

- 1 適正化法第15条の補助金の額の確定額 金 円 (平成 年 月 日付け第 号による額の確定通知額)
- 2 補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額 金 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額

金 円 補助金返還相当額 (3-2) 金 円

(注) 市町村別、事業実施主体別の内訳資料、その他参考となる資料を添付すること。 また、記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、事業実施主体が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- ・消費税確定申告書の写し(税務署の収受印等のあるもの)
- ・付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・3の金額の積算の内訳(人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること)
- ・事業実施主体が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料
- 5 当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を記載
 - (注)消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定 時期も記載すること。
- 6 当該補助金に係る消費税仕入控除税額がない場合、その理由を記載

L

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、事業実施主体が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を 添付すること。

- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税(個人事業者の場合は所得税)確定申告書の写し(税務署の収受印等のあるもの)及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・新たに設立された法人であって、かつ免税事業者の場合は、設定日、事業年度、 事業開始日、事業開始日における資本金又は出資金の金額が証明できる書類な ど、免税事業者であることを確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費 税確定申告書(簡易課税用)の写し(税務署の収受印等のあるもの)
- ・事業実施主体が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

契約に係る指名停止等に関する申立書

年 月 日

[間接補助事業者] 殿

所 在 地 商号又は名称 代表者の役職及び氏名 印

当社は、貴殿発注の○○契約の競争参加に当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関から○○契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申し立てます。

また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は 一切申し立てません。

- (注1)○○には、「工事請負」、「物品・役務」のいずれかを記載すること。
- (注2) この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、 地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターをいう。 ただし、北海道にあっては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあっては内閣府沖 縄総合事務局を含む。
- (注3) 「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公 正取引の確保に関する法律に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた者で あって、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域におけ る指名停止措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。

なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な 期間を経過した場合は、この限りでない。